

# 富里市住宅リフォーム費補助金交付要綱

(平成24年3月16日告示第32号)

改正	平成24年5月21日告示第93号	平成27年3月20日告示第42号
	平成28年3月17日告示第30号	平成30年3月30日告示第40号
	平成31年3月26日告示第69号	令和4年3月23日告示第42号
	令和5年3月14日告示第30号	令和5年4月1日告示第75号
	令和8年3月26日告示第42号	

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の住宅環境の向上、安住化及び市内産業の活性化を図るため、市内施工業者により住宅のリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において、住宅リフォーム費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する住宅をいう。
- (2) 共同住宅 一つの建物の中に複数の世帯が入居している住宅をいう。
- (3) 併用住宅 居宅の他に店舗、事務所等の部分のある住宅をいう。
- (4) リフォーム工事 前3号に掲げる住宅において床面積を増加させずに行う工事で、次に掲げるものをいう。
  - ア 住宅の内外装の修理及び修繕に関する工事
  - イ 住宅の機能維持又は向上に関する工事
  - ウ 住宅の改築及び模様替えに関する工事
- (5) 市内施工業者 市税を完納している富里市内に本店を有する法人又は住所のある個人事業主でリフォーム工事を行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら住宅を所有し、かつ、居住していること。
- (2) 自己及びその属する世帯の全員が市税（国民健康保険税を含む。）を完

納していること。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（暴力団密接関係者）

第3条の2 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

（補助対象工事）

第4条 補助の対象となるリフォーム工事（以下この条において「対象工事」という。）は、市内に存する建築後1年以上経過した住宅で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する工事とする。ただし、一の住宅につき、同一箇所の対象工事は1回限りとする。

(1) 市内施工業者によるリフォーム工事であること。

- (2) 工事金額（消費税及び地方消費税を除く。）が20万円以上のリフォーム工事であること。
- (3) 前号の場合において、共同住宅及び併用住宅のリフォーム工事については、個人住宅部分を補助対象とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、リフォーム工事に要する費用の10分の1以内の額（その額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、10万円を限度とする。ただし、同一の住宅について過去に補助金の交付を受けている場合にあっては、当該交付を受けている額を差し引いた額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事契約及び工事着手をする前に、富里市住宅リフォーム費補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第1号、第2号、第9号及び第10号に掲げる書類については、申請者の同意を得て市の保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 世帯全員に係る住民票の写し
- (2) 世帯全員に係る市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がないことを明らかにする書類
- (3) 申請者が住宅を所有していることを証明できるもの
- (4) リフォーム工事前の状況を明らかにする写真
- (5) リフォーム工事の見積書の写し
- (6) リフォーム工事の内容を明らかにする図面等
- (7) 施工業者が市内に本店を有する法人又は個人事業主であることを証明できるもの
- (8) 施工業者の市税の滞納がないことを明らかにする書類
- (9) 次に掲げるいずれかの書類（リフォーム工事を行う個人住宅又は併用住宅の所在地が、市街化調整区域内に所在する場合に限る。）
  - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為許可通知書の写し
  - イ 都市計画法第43条第1項の規定による許可通知書の写し
  - ウ 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）による改正前の都市計画法第43条第1項第6号の規定による既存宅地確認通知書の写し

エ 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条に規定する開発行為又は建築に関する証明書の写し

(10) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認済証の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富里市住宅リフォーム費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）又は富里市住宅リフォーム費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知を受けた後、リフォーム工事の内容を変更し、又は予定していた住宅リフォームを取りやめようとするときは、速やかに富里市住宅リフォーム費補助金変更承認申請書（別記第4号様式）に市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、リフォーム工事の変更等を承認すべきと認めたときは、富里市住宅リフォーム費補助金変更承認通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、リフォーム工事が予定の期間内に完了しない場合又はリフォーム工事の実施が困難となった場合は、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、リフォーム工事完了後1か月以内又は第7条の交付決定があった日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに富里市住宅リフォーム費補助金実績報告書（別記第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 領収書の写し

(3) リフォーム工事後の状況を明らかにする写真

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該実績報告書に示された実績が補助交付決定の内容

に適合すると認めるときは、交付額を確定し、富里市住宅リフォーム費補助金確定通知書（別記第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、富里市住宅リフォーム費補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（住所変更の届出）

第12条 交付決定者は、当該補助対象者に係る交付額確定（第10条の規定による交付すべき補助金の額の確定をいう。以下同じ。）の日から10年以内に第3条第1項第1号に該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を富里市住宅リフォーム費補助金申請者住所変更届出書（別記第9号様式）により市長に届け出なければならない。

（交付の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 自らの責めに帰すべき事情によりリフォーム工事を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 交付額確定の日から10年以内に、第3条第1項第1号に該当しなくなったとき（死亡、入院その他やむを得ない事情があると認められるときを除く。）。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により交付の取消しを行った場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

（効果の確認）

第15条 市長は、補助金の交付による効果を確認するために、交付決定者の同意を得て、当該交付決定者に係る交付確定の日から10年以内に限り、当該補助対象者の住所及び当該補助住宅の状況その他必要な事項を確認することができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月21日告示第93号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年3月20日告示第42号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月17日告示第30号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第40号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第32号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月23日告示第42号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第75号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和8年3月26日告示第42号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

富里市住宅リフォーム費補助金交付申請書

年 月 日

富里市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号 ( )

富里市住宅リフォーム費補助金の交付を受けたいので、富里市住宅リフォーム費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

工 事 物 件	所在地			
	所有者			
施 工 業 者	所在地			
	名 称		電話番号	
工 事 内 容				
工 事 金 額	(税別)		円	
交 付 申 請 額			円	
予 定 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
建 築 年 月	年 月	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ( ) <input type="checkbox"/> 共同住宅		
延 床 面 積	m <sup>2</sup>	住宅以外の部分の面積		m <sup>2</sup>

誓約書

私は、富里市住宅リフォーム費補助金の交付確定後、富里市住宅リフォーム費補助金交付要綱第12条に規定する期間、対象住宅に居住することを誓約します。

なお、当該期間中に同要綱第13条の規定により取消しを受けたときは、同要綱第14条の規定により補助金を返還します。

署名 \_\_\_\_\_

(裏面)

同意書

富里市住宅リフォーム費補助金交付要綱第3条第1項の規定についての交付決定の審査のために、次の(1)から(4)までに掲げる事項について市が保有する公簿等により市長が確認することに同意します。

また、同要綱第16条の規定について、交付額の確定から10年以内に限り、次の(1)及び(2)の事項について市長が確認することに同意します。

署名

(生年月日) 年 月 日

※世帯全員の同意は【別紙】のとおり

- (1) 住民基本台帳の記載状況（世帯全員）
- (2) 市税（国民健康保険税を含む。）の滞納の有無（世帯全員）
- (3) 市街化調整区域に所在する場合の都市計画法における手続書類
- (4) 建築基準法の建築確認申請手続書類

添付書類

- (1) 世帯全員に係る住民票の写し（同意があれば添付不要）
- (2) 世帯全員に係る市税（国民健康保険税を含む）の滞納がないことを明らかにする書類（同意があれば添付不要）
- (3) 申請者が住宅を所有していることを証明できるもの
- (4) リフォーム工事前の状況を明らかにする写真
- (5) リフォーム工事の見積書の写し
- (6) リフォーム工事の内容を明らかにする図面等
- (7) 施工業者が市内に本店を有する法人又は個人事業主であることを証明できるもの
- (8) 施工業者の市税の滞納がないことを明らかにする書類
- (9) 次に掲げるいずれかの書類（リフォーム工事を行う個人住宅又は併用住宅の所在地が、市街化調整区域内に所在する場合に限る。）（同意があれば添付不要）
  - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為許可通知書の写し
  - イ 都市計画法第43条第1項の規定による許可通知書の写し
  - ウ 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）による改正前の都市計画法第43条第1項第6号の規定による既存宅地確認通知書の写し
  - エ 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条に規定する開発行為又は建築に関する証明書の写し
- (10) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認済証の写し（同意があれば添付不要）
- (11) その他市長が必要と認める書類

指令第 号  
年 月 日

様

富里市長



富里市住宅リフォーム費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、富里市住宅リフォーム費補助金の交付については、富里市住宅リフォーム費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 交付条件等
  - (1) 交付決定者は、年 月 日までに住宅リフォーム工事を完了しなければならない。交付決定者は、上記の期限までに住宅リフォーム工事の完了をすることができないときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。
  - (2) 交付決定者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
    - ア 補助工事の内容を変更しようとするとき。
    - イ 補助工事を中止しようとするとき。
  - (3) 交付決定者は工事が完了したときは、補助金に係る住宅リフォーム工事の完了後1か月以内に実績報告書を関係書類とともに提出しなければならない。
  - (4) 交付決定者は、交付額確定の日から10年間交付対象住宅を所有し、かつ居住すること。

第3号様式（第7条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

富里市長

印

富里市住宅リフォーム費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市住宅リフォーム費補助金については、下記の理由により不交付と決定したので、富里市住宅リフォーム費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

不交付理由

第4号様式（第8条関係）

富里市住宅リフォーム費補助金変更承認申請書

年 月 日

富里市長 様

住 所  
交付決定者  
氏 名

年 月 日付け指令第 号にて、富里市住宅リフォーム費補助金の交付決定があった住宅リフォームについて、次のとおり（事業の変更・事業の中止）に係る承認を受けたいので、富里市住宅リフォーム費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

変更の内容 又は 中止の理由	
変更申請額	(変更前) 円
	(変更後) 円

添付書類（変更内容を示す書類）

- (1) 変更後の住宅リフォーム工事の見積書の写し
- (2) 変更後の住宅リフォーム工事内容を明らかにする図面等
- (3) その他変更内容を示す書類等

第5号様式（第8条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

富里市長

印

富里市住宅リフォーム費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市住宅リフォーム費補助金変更承認申請については、富里市住宅リフォーム費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、承認したので通知します。

第6号様式（第9条関係）

富里市住宅リフォーム費補助金実績報告書

年 月 日

富里市長 様

住 所  
交付決定者  
氏 名

年 月 日付け指令第 号にて補助金の決定があった住宅  
リフォーム工事の実績について、富里市住宅リフォーム費補助金交付要綱第9条  
の規定により、下記のとおり報告します。

記

工 事 物 件	所 在 地			
	所 有 者			
施 工 業 者	所 在 地			
	名 称		電 話 番 号	
工 事 内 容				
工 事 金 額 (税別)				円
工 事 期 間	年 月 日 ~			年 月 日
補 助 金 交 付 決 定 額				円
備 考				

添付書類

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 住宅リフォーム工事後の状況を明らかにする写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第10条関係）

第 年 月 日  
達第 年 月 日

様

富里市長

印

富里市住宅リフォーム費補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった住宅リフォーム費補助金については、富里市住宅リフォーム費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

第8号様式（第11条関係）

富里市住宅リフォーム費補助金交付請求書

年 月 日

富里市長 様

住 所  
交付決定者  
氏 名 ㊟

富里市住宅リフォーム費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額											円
振込先 金融機関	銀行・信用金庫										本店
	農協・信用組合										支店
	1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他 ( )										
	口座番号										
口座名義	(フリガナ)										
	-----										
備考											

第9号様式（第12条関係）

富里市住宅リフォーム費補助金申請者住所変更届出書

年 月 日

富里市長 様

住 所  
交付決定者  
氏 名

富里市住宅リフォーム費補助金交付要綱第12条の規定により、住所の変更について、届け出ます。

記

変更の理由	
変更の内容	(変更前)
	(変更後)

備考 住所変更の内容が分かる書類を添付してください。